



# Global Tax Update

英国

税理士法人トーマツ

2015年8月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. CJEU 判決: 持株会社の仕入 VAT 控除を認める

欧州司法裁判所 (Court of Justice of the European Union: 以下「CJEU」) は先頃、Beteiligungsgesellschaft Larentia + Minerva mbH & Co. KG および Marenave Schifffahrt AG の共同訴訟 (以下「本訴訟」) に関して判決を下した。本訴訟では持株会社が仕入 VAT (Value Added Tax: 付加価値税) を回収できるか、また、「法人以外 (non-corporates)」の事業体の VAT グループへの加入が認められるか否かについて争われていた。CJEU は法務長官の意見に依拠し、子会社管理業務に対する報酬の請求を行う持株会社が負担した VAT は、VAT 非課税取引 (子会社への貸付に係る利子等) による制限を受けるものの、回収可能であるという判決を下した。また、VAT グループに関する EU 法により、「加盟国が VAT グループに参加できる事業体を、法人格を有し、当該 VAT グループの支配企業に対する被支配企業である関連事業体に限定することは、濫用的な実務や行為の防止または脱税もしくは租税回避防止のために必要な場合を除き認められていない」という判断を示した。

## 2. 大企業の税務コンプライアンス向上に関する諮問

大企業の税務コンプライアンスの向上に関するコンサルテーションが行われることが2015年度夏の

予算案の中で発表された。コンサルテーション文書は既に公表されており、英国歳入税関庁 (HM Revenue and Customs: 以下「HMRC」) は10月14日までの期間、コメントを募集している。本コンサルテーションでは以下の法案が提案されている。

- 1) 大企業の税務プランニングおよび税務コンプライアンスへのアプローチに対する公的監視を可能にするための、すべての大企業への税務ポリシー公表の義務化
- 2) HMRC が大企業に期待する行動を定めた、任意の「大企業向け税務実務指針 (code of practice on taxation for large business)」の制定
- 3) アグレッシブな税務プランニングを繰り返し行うまたは HMRC とのオープンかつ協力的なやり取りを拒む少数の大企業に対処するための「特別措置 (Special Measures)」制度

これらの制度の対象となる企業は、おおまかには HMRC の大企業部門 (Large Business Directorate) が管理する企業である。シニア アカウティング オフィサー (Senior Accounting Officer: 以下「SAO」) に関する規定の適用基準 (前年度の英国における売上が2億ポンド超および、または貸借対照表上の総資産額が20億ポンド超の企業) が本制度においても適用されることが予想されているが、これらの制度が SAO に関する規定の一部となることは想定されていない。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 [ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅 [hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

## ニュースレター発行元

### 税理士法人トーマツ

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務 サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。